

福祉保健局障害者施策推進部様

先日の拡大専門部会で意見を述べられなかったので下記のようにいくつか申し上げます。

1) まず重症心身障害児者支援に関しての東京都の対応は、国レベルの机上の空論的な討議(推進会議や作業部会)に比べると雲泥の差で現実に即した対応を考えていただいていることに感謝しています。9ページ「障害特性に応じたきめ細かな対応」の3つ目○の部分ですが、4行目の「在宅での介護、療育が困難になることが危惧されます」という部分ですが、危惧されるのではなく既に現実になっているので「困難になってきている」と改めた方が良いと思います。私達の施設利用者の入所者でも通所者でも、ご本人の加齢の問題と親たちの高齢化が差し迫って解決しなければならない問題として挙がっているのです。

例えば、入所者ですとすでになかなか面会に来れない、連絡しても会議になど出てこれない、認知症が発症してきていて連絡してもらちがあかない、入所者が疾患に罹患しほかの医療機関への受診が必要なのに付き添いができないなどなど・・・また、通所者にしても家族が送迎をしている例ではもう限界で全例施設での送迎を望むとか、長期ベッドが空いたらすぐにでも入所させたいとか・・・。

2) 次は疑問ですが、発達障害関係があまり提案されていないように思います。発達障害者支援センターが国レベルで設置されているはずですがあまり働いていないのでしょうか？東京都にもひとつだけあるのですが、これを中心にしてみっとサテライト式に各地域に増やしていただいて身近に相談支援を受けられるようにするということはできないのでしょうか。実は私どもの施設などは療育センターという名前が付いているためでしょうか、医療が介入するのが適当でないいわゆる軽度な問題の例も受診されて、重症児に特化した外来がむしろできなくなってきたという現状があります。軽度な例は簡単に相談支援を受けられる上記のようなところがあるとよいと思っております。

3) 17ページの災害時における障害者支援は昨年の東日本大震災の教訓から、また、関東地方に数年以内に大震災が予想されるという報道から、喫緊の問題であり直ちに手を付ける必要があるかと思えます。先般の大震災の時には、在宅人工呼吸器使用者に対してかなりパニックがあると思っておりましたが、予想に反してスムーズに解決されていたように見られます。少し遅れていましたが、東京都が各機関に在宅呼吸器患者への支援をして下さったことはとてもよかったと思います。

どなたかが提案しておりましたが、地域における防災・避難訓練に障害者が参加できるようにすることですが災害弱者達をどのように救助するかということを実体的に訓練する場を作っていくように地域に指導してほしいと思います。また、個人情報保護法に関しては会長が述べておりましたが、緊急時は対象になっていないということが国民に知れ渡っていないということです。このことは17ページのどこかに記載して障害者マップのようなものを作成して、各地域の主たる支援者に渡るように指導してほしいと思います。東日本大震災の折には、ある村では(小さな村なので可能だったとは思いますが)この災害弱者マップをすでに作成していて津波襲来時に救助するのに役立てております。このようなことは学んでいきたいと考えます。

全体的に総論的で各論がところどころに入っているという感じになっていますが、各論を詰めると膨大なものになるので仕方がないかなと感じました。

よろしく願いいたします。

平成 24 年 1 月 30 日

東京都立東大和療育センター

院長

倉田 清子